平成28年9月28日

【様式について】 注記に示される「参加資格を有することが分かる資料」とは、「募集要項 3参加資格」に対して、 1 のの要件を証明する書類と考えてよるしいでしょうか。			十,双20年9月20日
注記に示される「参加資格を有することとは、「募集要項 3参加資格」に示 が分かる資料」とは、「募集要項 3参加資格」に示 (10)の要件を証明する書類と考えてよ ろしいでしょうか。 (10)の要件を証明する書類と考えてよ ろしいでしょうか。 (10)の要件を証明する書類と考えてよ ろしいでしょうか。 (10)の要件を証明する書類と考えてよ の資格を有することが分かる資料を添付すること」と記載があります。添付資料としては、募集要項P.1、『3 参加資格をので は、募集要項P.1、『3 参加資格」の要件として記載されている以下の資料を添付すれば宜しいでしょうか。 ((添付資料) ((添付資料) ((添付資料) ((添付資料) ((※付資料) ((※付荷料) ((※付資料) ((※付荷料) ((※付荷料	番号	<i>J</i> Q //Q	
加資格を有することが分かる資料を添付すること」と記載があります。添付資料としては、募集要項P.1、『3 参加資格』の要件として記載されている以下の資料を添付すれば宜しいでしょうか。 (添付資料) 1)要件(7)より 平成28年度「京都府測量等業務指名競争入札参加資格者名簿」の写し。 3)要件(9)より 第23条の規定による一級建築士事務所登録の写し。 3)要件(9)より 一級建築士10名分の資格証、ならびに保険証。 4)要件(11)より 代表実績1件について要件を満たす実績資料の写し(契約書の写し、第の事務所登録の写し、第の事務所登録の写し、第の事務所登録の写し、9のの10名分の資格証写し、(11)のうち、(7)の名簿の写し、(8)の事務所登録の写し、(9)の10名分の資格証写し、(10)の管理技術者、意匠担当技術者の廣格証の写しの4項目のみで宜しいでしょうか。また、この添付資料の提出部数は5部ではなく、1部で宜しいでしょうか。また、この添付資料の提出部数は5部ではなく、1部で宜しいでしょうか。また、この添付資料の提出部数は5部ではなく、1部で宜しいでしょうか。 4 【様式3-1、様式3-3 について】事務所実績に記載の物件と、管理技術者及び各主任技術者の業務実績で記載する物件が重複する場合においても、同一物件で様式3-1と様式3-3の両方を作成することでよろしいでしょうか。 5 【様式3-3 について】今回配置予定の管理技術者及び各主任技術者の業務実績に記述の本件成することでよろしいでしまうか。 5 【様式3-3 について】今回配置予定の管理技術者及び各主任技術者の業務については、様式3-3は1枚でも可考の業務実績において、複数名で重複する場合においては、様式3-3は1枚でも可考の業務実績において、複数名で重複する場合においては、様式3-3は1枚でも可考の業務実績において、複数名で重複する場合に対して、業務については、様式3-3は1枚でも可考の業務実績においては、様式3-3は1枚でも可考の業務実績で対して、表述3-2で複数の技術者が担当して、業務については、様式3-3は1枚でも可考の業務実績で対して、表述3-2で複数の技術者が担当して、業務については、様式3-3は1枚でも可考の実務については、様式3-2で複数の技術者が担当して、業務については、様式3-3は1枚でも可考の実務実績で対しては、様式3-3は1枚でも可考の業務実績で対しては、様式3-3は1枚でも可含な表述ないまといまして、表述ないまといまに対しては、様式3-3は1枚でも可含な表述ないまといまといまに対しまして、表述ないまといまに対しては、様式3-3は1枚でも可含な表述ないまといまといまに対しては、様式3-3は1枚でも可含な表述ないまといまといまに対しては、様式3-3は1枚でも可含な表述ないまといまに対しては、様式3-2で複数の表述ないまといまに対しては、様式3-2で複数の表述ないまといまに対しては、表述ないまに対しては、様式3-2で複数の表述ないまといまに対しては、様式3-2で複数の表述ないまといまに対しては、様式3-2で複数の表述ないまといまに対しては、表述ないまに対しては、表述ないまに対しては、表述ないまに対しては、表述ないまに対しまといまに対しないまに対しては、表述ないまに対しては、表述ないまに対しまといまに対しましまに対しまに対しまれまに対しましまに対しまに対しましまに対しまに対しまれましまに対しましまに対しまに対しまに対しまれましまに対しまに対しまれまに対しませいまに対しませいましまに対しましまといまに対しませいましまに対しましまされまいまに対しまれましまに対しまれませいまに対しまれましまに対しまれましまに対しまに対しまれませいまに対しまれませいまに対しまれまに対しまれませいまに対しまれませいまに対しまれませいまに対しまれませいまに対しまれませいまに対しまれませいまに対しまれませいまに対しまれませいまに対しまれませいまに対しまれませいまに対しまれませいまに対しまれませいまに対しまれませいまに対しまれませいまに対しまれませいませいまはませいまに対しまれませいませいまはませいませいまはないませいませいませいませいまれませいませいまはないまは、まれませいませいませいませいませいませいませいませいませいませいませいませいませいま	1	注記に示される「参加資格を有することが分かる資料」とは、「募集要項 3参加 資格」に示される(3)及び(7)から (10)の要件を証明する書類と考えてよ	とは、「募集要項 3参加資格」に示す (3)及び(7)から(11)の要件を証 明する書類とします。 なお、 書類の指定は行いません。 資料の提出については正1部のみに添付
参加資格を有することがわかる資料とは、募集要領の「3 参加資格」の(1)から(11)のうち、(7)の名簿の写し、(8)の事務所登録の写し、(9)の10名分の資格証写し、(10)の管理技術者、意匠担当技術者の雇用関係がわかる資料の写し、及び管理技術者の資格証の写しの4項目のみで宜しいでしょうか。また、この添付資料の提出部数は5部ではなく、1部で宜しいでしょうか。 【様式3-1、様式3-3 について】事務所実績に記載の物件と、管理技術者及び各主任技術者の業務実績で記載する物件が重複する場合においても、同一物件で様式3-1と様式3-3の両方を作成することでよろしいでしょうか。 【様式3-3 について】今回配置予定の管理技術者及び各主任技術者の業務実績において、複数名で重複する物件がある場合、当該業務実績資料は1枚		加資格を有することが分かる資料を添付すること」と記載があります。添付資料としては、募集要項P.1、『3 参加資格』の要件として記載されている以下の資料を添付すれば宜しいでしょうか。 (添付資料) 1)要件(7)より 平成28年度「京都府測量等業務指名競争入札参加資格者名簿」の写し 2)要件(8)より 第23条の規定による一級建築士事務所登録の写し 3)要件(9)より 一級建築士10名分の資格証、ならびに保険証 4)要件(11)より 代表実績1件について要件を満たす実績資料の写し(契約書の写し)	
事務所実績に記載の物件と、管理技術者及び各主任技術者の業務実績で記載する物件が重複する場合においても、同一物件で様式3-1と様式3-3の両方を作成することでよろしいでしょうか。 【様式3-3 について】 今回配置予定の管理技術者及び各主任技術者の業務実績において、複数名で重複する物件がある場合、当該業務実績資料は1枚	3	参加資格を有することがわかる資料とは、募集要領の「3 参加資格」の(1)から(11)のうち、(7)の名簿の写し、(8)の事務所登録の写し、(9)の10名分の資格証写し、(10)の管理技術者、意匠担当技術者の雇用関係がわかる資料の写し、及び管理技術者の資格証の写しの4項目のみで宜しいでしょうか。また、この添付資料の提出部数は5部ではなく、1部で宜しいでしょう	
今回配置予定の管理技術者及び各主任技術業務については、様式3-3は1枚でも可者の業務実績において、複数名で重複するます。 物件がある場合、当該業務実績資料は1枚	4	事務所実績に記載の物件と、管理技術者及び各主任技術者の業務実績で記載する物件が重複する場合においても、同一物件で様式3-1と様式3-3の両方を作成することで	方を作成してください。
とすることでよろしいでしょうか。	5	今回配置予定の管理技術者及び各主任技術 者の業務実績において、複数名で重複する	ます。
			•

番号	質 疑	回 答
6	様式3及び様式3-2の備考5について 屋根の有無の評価対象外に当たる「その 他スポーツ施設」及び「スポーツ以外観覧 場」に該当する物件は、様式3-1及び様式3- 3の作成は、不要と考えて宜しいでしょう か。	
7	【参加表明書 及び 技術提案書の提出体裁について】 参加表明書、技術提案書とも長辺ホッチキス止め2箇所で提出することでよろしいでしょうか。	意とします。
8	管理技術者及び主任技術者の業務実績について 評価基準の「経験年数」とは、資格取得後の年数ではなく、大学卒業後の実務の経験 年数と考えて宜しいでしょうか。	設計業務に係る実務経験年数とします。
9	記載する業務実績について 観客席を有する(屋内)体育館は「同種業務(その他スポーツ施設)」と考えて宜しい でしょうか。宜しい場合、大学などの学校 の(屋内)体育館についても、「同種業務(そ の他スポーツ施設)」と考えて宜しいでしょ うか。	観客席を有する体育館(学校施設含む) は、同種業務としての業務実績とします。